

労働力商品概念の混迷

永 谷 清

資本主義の原理の根本をなすものが労働力商品化であることを、くりかえし強調したのは宇野弘蔵であった。宇野はこのことを『資本論』から学んだこともくりかえし述べている。事実、マルクスが古典経済学の価値論を批判して、『資本論』体系の根本をなす剩余価値論を確立したのは、労働力商品の発見により古典派の賃金=「労働の価値」という常識的な概念を根底から批判できたからであった。『共産党宣言』以降の本格的な経済学研究の再開である『経済学批判要綱』において、労働力商品概念の模索、生成が始まり、その概念の確立とともに、『資本論』の形成が始まったとさえ、見ることができる。マルクスの研究過程も、『資本論』体系の核に労働力商品の概念が位置していることを、示唆しているといってよいだろう。

以上の理解はマルクス経済学の常識といえる。賃金=労働力商品の価値=必要労働にもとづき剩余労働=剩余価値から、資本の価値増殖を論証する『資本論』の「貨幣の資本への転化」と「価値増殖過程」の説明は一見きわめて明快である。そのために、マルクスが労働力商品の発見にいかに長期苦闘したかを知っている人々にも、「コロンブスの卵」のようにいったん発見されてしまえば、それは誰にも容易に理解される自明な概念のようにしばしば思い込まれてきた。しかしそうだろうか。労働力商品とは何か、あるいは労働者と資本家の間で労働力が売買されるとはどのような関係であり、どのような内容なのか、を理解することは、けっして容易なことではない。近年の日本における労働力商品に関する論争は、このことを具体的に示してきてい

るといえると言える。

労働力は売買されるのか、時間ぎめで賃貸されるのか。また、労働力商品は実在するのか、たんなる擬制にすぎないのか、種々の解釈と見解が登場し、ついには労働力商品の概念は不要であるという説まで登場している。かつて『思想』誌上でも数回にわたり、哲学者の梅本克巳と経済学者の宇野弘蔵が「労働力商品の特殊性」をめぐって討論したことがあるが、両者が納得できる見解の一致がえられたとはいえない。

この論争は、20世紀欧米と日本において論じられてきた『資本論』の労働価値説に関する価値論争と似たところがある。とくに欧米ではこの問題は、主として価値=体化労働にもとづく価値方程式と生産価格方程式の整合を問う、いわゆる転形問題として論じられてきた。ここでも労働価値説は実在するのか、たんなる仮説にすぎないのか、問題になった。あるいは両方程式の数式的解決がなされることによって、仮説であった労働価値説あるいは剩余価値説が実証され、実在が理論的に確認される、と考えられた。長期にわたり論争がなされ、多様な見解が登場したが、そのなかから労働価値説は誤りである、生産価格は労働価値説なしでも展開できる、さらには『資本論』は労働価値説抜きでも有意義である、という説まで登場することになった。無論、これに反対し労働価値説を擁護する見解がそれ以上に多く提出されているが、現在にいたるまでけっして理論的な決着がついているとはいえない。

この労働力商品に関する日本の論争は、価値形態論の論争と同様に、欧米における『資本論』

研究ではほとんどなされておらず、日本の『資本論』研究の一特色をなしている。

価値論の論争がそうであったように、労働力商品の場合も多岐にわたる見解の相違は、マルクス文の解釈の相違が出発点になっている。しかしこれは、マルクスは問題を解決しているのに、浅薄な誤った解釈ゆえに生じたと済ませることはできない。『資本論』の文章じしんに不整合な部分や未解決に残した部分があり、そのためには生じてきているとわれわれは考えている。したがってその解決は解釈だけで決着のつく問題ではなく、積極的に未解決点を自分で解いてゆく必要がある。

われわれはこれまで価値論——広義では生産価格論を含むだけではなく、原理論全体の方法論を含んでいる——に集中して研究を進めてきた。宇野が指摘したように価値法則は資本家と労働者の登場する資本の生産過程において、労働力商品の価値との関連で論証されるべきものであるから、われわれの価値論研究は労働力商品に関するもの一定の理解が前提になっている。しかし、これまで直接問題として取り上げてこなかった。その一理由は、労働力商品化を軸点にして原理論が成立している以上、労働力商品の理解が原理論全体の理解に関わると同時に、原理論全体の理解が労働力商品の理解に関わる、と考えていたからであった。つまり、価値論の進展なしに労働力商品だけの考察を進めても、迷宮に陥る危険があるのではないか、という危惧があったためであった。

今回初めて取り上げる契機になったのは、鈴木和雄氏の『労働力商品の解説』[3] の出版であった。本書は、マルクスの労働力商品論を丹念に検討したうえで、労働力の売買を実在視しているマルクス説を批判し、労働力商品は資本・賃労働関係を説明するために分析者により設定された「たとえ」にすぎず、実在しないという「擬制説」を提唱している。「労働力商品の特殊性」を強調した宇野も、その意味ではマルクスと同じ実在説であるから、鈴木氏の批判は宇野にも及ぶことになる。ただし宇野派のなか

には労働力商品の擬制性を主張する人もいるので、氏の批判のニュアンスはやや異なる。氏は宇野説に立っているのではないが、宇野の労働力の特殊性論を徹底するなら擬制説になるべきである、というのが氏の主張であろう。本書は、これまでの労働力商品に関する諸説をこれほど広く網羅し検討したものはなかった、という点でも出色である。以下、本書を主たる対象として諸説を検討し、われわれ自身の見解を展開してゆくこととする。

1 労働力の二つの概念

マルクスは『資本論』全体をとおして、労働力は労働者と資本家の間で売買されると述べ、売買でなく賃貸されると明言しているところはない。にもかかわらず、労働力は売買されるのではなく、賃貸されるのであるという主張が時々生じてきたのは、その際必ず引用されるマルクス自身の次の文章が一因になっている。

「労働力の所持者と貨幣所持者は、市場で出会って対等な商品所持者として関係を結ぶのであり、彼らの違いは、ただ、一方は買い手で他方は売り手だということだけであって、両方とも法律上では平等な人格である。この関係の持続は、労働力の所持者がつねに一定時間を限ってのみ労働力を売るということを必要とする。なぜならば、もし彼がそれをひとまとめにして一度に売ってしまうならば、彼は自分自身を売ることになる、彼は自由人から奴隸に、商品所持者から商品になってしまうからである。彼が人格として彼の労働力にたいして持つ関係は、つねに彼の所有物にたいする、したがって彼自身の商品にたいする関係でなければならない。そして、そうでありうるのは、いつでも一時的に、一定の期間を限って、彼の労働力を買い手に用立て、その消費にまかせるだけで、したがって、労働力を譲渡してもそれに対する自分の所有権は放棄しないというかぎりのことである」（「貨幣の資本への転化」の章の第3節「労働力商品の売買」、[1] 219—220頁）。

労働者は資本家へ労働力を売っても「自分の所有権」を「放棄しない」で保持しているのであれば、労働力を「一定の時間を限って」資本家へ貯蔵している（つまり労働力の使用を時間を限定して売っている）と理解すべきである、という解釈が生まれた。

商品の売買とは、一般に商品の使用と処分の自由を含む所有権の移転を意味している以上、「労働力を譲渡しても…所有権を放棄しない」とすれば、時間を限っての貯蔵と解釈するか、労働力商品の売買は一般的の売買と違う、あるいはそもそも売買ではありえない、という考えが出てきても不思議ではない。しかしマルクスは労働力商品の売買は一般商品の売買と形式上は同じであり、等しく「商品交換の法則」が妥当することを、つねに強調しているのであって、ここには論理の齟齬がある。

われわれは労働力商品の売買は、一般商品の売買と形態上は同じと考える。したがって労働力が売買されれば、その所有権は当然資本家へ移転し、労働者が保持していることはありえない。労働者は売買後も「所有権は放棄しない」というマルクスの説明は誤りと考える。なぜ、マルクスはこのように記述したのか。それは、引用文から分かるように、奴隸売買と労働力商品の売買の相違を強調するためであった。労働力を「ひとまとめにして一度に」売ってしまうと、貯労働者は「自由人から奴隸に、商品所持者から商品になってしまう」。近代社会で自由な人格としての貯労働者たるゆえんは、労働力を「一定の時間を限って売る」点にある。このような説明のなかから、所有権は売買後も「放棄されない」という記述が出ている。われわれは、この説明のなかでマルクスは労働力の二つの概念をはっきり区別しないで使っているために、論理の齟齬が起こってしまっているのではないか、と考えている。

労働力とは、「労働力の売買」（第1巻第4章第3節）の最初でマルクスが説明しているように、「人間の肉体すなわち生きている人間のうちに存在していて、彼がなんらかの種類の使用価値を

生産するときそのつど運動させるところの、肉体的および精神的諸能力の総体」のことである。「労働過程」（第5章第1節）では、自然にたいして主体的に働きかける人間が、労働力として規定されている。「人間は、自然素材にたして彼自身一つの自然力として相対する。彼は、自然素材を彼の生活のために使用される形態で獲得するために、彼の肉体にそなわる自然力、腕や脚、頭や手を動かす」という説明がそうである。また、「価値は…ある使用価値、ある物のうちにしか存在しない。（人間自身も、労働力のたんなる定在としてみれば、一つの自然対象であり、たとえ生命のある、自己意識のある物だとはいえ、一つの物であり、労働そのものは、その力の物的な発現である）」([1]265頁)，という説明においても、労働力はそのように解されている。

ここには労働力の二つの概念の混合が起こっている。一つは自然にたいして主体的に働きかける肉体をもった人間存在としての労働力である。それは肉体をもって存在している労働者そのものである（労働力A）。もう一つは、この労働力としての存在を前提としたうえで、生活資料生産物を個人生活のなかで日々消費することによって日々再生する労働力である（労働力B）。これはその日の労働支出による生産で消費されるが、生産物である生活資料を消費して日々再生する。意識ある一自然としての労働力Aの存在を前提としたうえで、労働力Bが日々の労働と生活の循環のなかで存在している。前者があつて後者があり、後者をとおして前者が維持されており、両者は一体として存在するものであるが、概念としてははっきりと区別できる。

後者は毎朝再生するものであり、その日に生産をおして消費されるのであって、つねに1日が単位となる。労働力の商品化、あるいは売買というときの労働力とは、実はこの意味の労働力である。マルクスが「労働力の売買」を説明する際、「肉体的および精神的諸能力の総体」というときには、労働力にこのような限定を付け加えなければならなかった。この定義だけであると、労働力は前者の意味と後者の意味をとも

に含むことになる。混乱はここから生じている。労働力Aの商品化であると、人間ないし労働者自身の販売という意味をもつことになるからである。

マルクスが奴隸の売買と区別するためには、売買後も所有権の不放棄、あるいは時間を限っての売買を言うのは、労働力売買の際の労働力を前者の意味（人間存在としての労働力A）で解しているからにほかならない。もしその労働力が後者の意味であれば、労働力の販売は労働者が毎朝一日の労働力として売るものである以上、「ひとまとめにして一度に売ってしまう」ことは最初からありえない。そのような売買は、奴隸が労働力としての人間存在を特殊な社会関係のなかで否定され、物として非人間化される場合におこる。つまり労働力が労働力Aの意味で考えられている場合の話である。商品売買の対象になるためには、その対象が一定量でなければ（つまり不定量では）不可能である。身体そのものを賣るのでなければ、「時間を限って」売買をおこなう必要がある。あるいは労働を売買する場合には、時間を限定しなければ、定量化しないが、労働力Bの場合には、そのようなことをしなくとも、最初から一日の労働力として定量で存在している¹⁾。（ただし注意しないといけない。定量の意味は生理的エネルギーのような自然的

な量を意味しているわけではない。一日働きうるという「肉体的精神的な能力の総体」であり、社会的な意味での単位であり定量である）。

労働力売買が1日単位であれば、売買後は労働力の所有権は資本家に移っているのは自明である。だからこそ資本家は一日間自分の裁量により自由にその労働力を工場で消費することができる。実際、賃労働者の労働力の支出による労働が最初から資本家の管理のもとになされ、労働者はその労働を売る関係にないことを、マルクスはくりかえし強調している。売買後も労働者が労働力の所有権を保持しているという説明は、労働力の売買も一般商品の売買形式と同じである、というマルクス自身の立論と明らかに矛盾している。一般商品の場合は、売買後には所有権は買い手に属し、その処分は買い手の自由であるからである。労働力Bであれば、売買後の労働力の所有権が資本家に移っても、労働者である「商品所持者が商品になってしまう」ことはありえない²⁾。

無論、1日の労働力の商品化の場合も、それはどのような有用労働にも使いうるという人間独自の主体的活動力であり、本来人間にとて対象物でない以上、その所有権が資本家に移っても、資本家は労働力を直接、物として手に入れることはできない。マルクスや宇野が強調した

1) 一日の労働力を単位ないし定量とする労働力の商品化という考えにたいして、中西洋氏が「商品経済としては背理」と評している。それは氏が「労働力商品は、一般商品と大いに異なって、その使用価値が未確定の状態で売買されざるをえない」([11]478頁)，と考えるからである。鈴木和雄氏もそれが「使用価値の不確定」の売買であり、「商品経済としては背理」であるという点に同意を示している([3]62頁)。一日の労働力商品が売買されるときには、その労働力が何時間の労働として資本家に使われるか、という意味での「労働力商品の使用価値」は「未確定」である。だからこそ等価交換（正確には価値法則）にもとづく剩余価値の形成も、絶対的剩余価値の生産も、起こりうる。しかしそれは売買対象になる商品としての「使用価値」——括弧付きのは商品化しても労働力はけっして物に解消することはないからである——とは異なる。後者は一

日の労働力であり、前者はその購入商品の使用価値の実現（資本家による一日の労働力の使用）である。この区別がなされているかぎり、一日を単位とする労働力の商品化は、けっして「商品経済としては背理」ではない。労働力の売買も、形態規定としては、一般商品と「異なって」いないのである。「背理」にしか思えないのは、労働力商品に関して、その使用価値要因を労働と思い込むか、二つの使用価値を「同一視」してしまうからである。

2) 刀田和夫氏は、商品売買の意味が売買対象の所有権の移転であることを確認したうえで、資本家による労働者の雇用関係が「労働の売買」ではありえず労働力の売買であることを、売買によって労働力商品の所有権が労働者から資本家へ移ることから、明快に説明している。[5]21頁。しかし刀田氏も労働力商品の二つの概念の明確な区別がなされているとはいえない。

ように、労働力はたとえ商品化しても、けっしてたんなる物ではないからである。労働力の価値（のちに賃金形態をとる）が労働をおえた後に支払われる（つまり貨幣が支払手段として機能する）のも、このためである。しかしこのことは労働力の所有権が売買の成立と同時に資本家へ移転することを否定するものではない。

労働者が毎朝一日の労働力を資本家へ売るのが労働力の売買（または商品化）の意味であるから、最初から「一定の時間を限って」あるいは「一定の期間を限って」売るという限定をつけるのは、問題がある。無論、この考えにたいして、雇用契約では一般に賃金額と労働時間を決めて結ばれるのではないか、という反論がありうる。しかし雇用契約は、労働力商品の価値が転化した賃金形態を前提とする法律上の概念である。ここでの労働力商品の売買はその根底に潜む抽象的な本質概念である。雇用契約を説明するためには、その転化を含む何段階の理論的な媒介をへなければならない。したがって、現実の雇用契約と直接対応させて、労働力商品の売買を理解しようとするのは、方法論的に誤りであると、われわれは考えている。

賃金支払いは現実には、一般に週または月ぎめでなされる。このことは1週間ないし1ヶ月分の労働力がまとめられて販売されているのを意味しているのではない。1日の労働力が毎日売買され、1日の労働の後に毎日賃金が支払われる関係が、労働力の売買の意味である。実際にはこれが煩雑であるから、便宜上週または月を単位としてその価値がまとめて支払われているにすぎない。「労働の売買」＝賃金形態の場合には、労働が一日を単位として売買されるか、週ないし月を単位として売買されると見るか、はどうでもよいことであるが、労働力の売買の場合にはそうはいえない。この点の明確化なしには、原理的な意味での労働力の商品化・売買の正確

3) 賃金も、雇用契約とおなじく現実のそれに近づくには何段階かの理論的媒介が必要である。だから現実のすべての賃金は、一日の労働力の売買とその代金に還元できる、といっているのではない。資本主

な認識はえられないといってよい³⁾。

『資本論』も宇野『原論』も、多くの場合、労働力商品の売買を一日単位で説明している。これは説明を分かりやすくするために単純化しているだけの、便宜上の措置と考えてはならない。マルクスも宇野もわれわれのように明確に断言してはいないから、もし便宜上の措置としてだけそうされているのであれば、それは問題である、と言っておきたい。マルクスは、労働力商品の日価値と並べて、ときどき「週価値」という言い方をしているが、もし1週間の労働力の価値という意味であれば、問題である。

最初に掲げたマルクスの文章は、労働力商品に関する論文では必ず引用されるものであるが、刀田和夫氏が「不可解な点」がいくつかあると鋭く指摘している[4]。売買にさいしての労働力にたいする所有権の移転問題、賃貸説への優れた批判が展開されている。また奴隸売買との区別によるマルクスの説明について、「近代的私的財産制度というものが、所有権という権利の主体たることにかんして、社会の人々全員に平等にそれを保証し、差別を排除することを根本的特徴とする」以上、「資本主義においては、マルクスが述べているような、賃労働者が『自分自身を売り…一個の自由人から奴隸に…転化する』ということは起こりようがない。……マルクスが述べているような事の可能性は資本主義の拠ってたるべき基礎そのものによって制度的に排除されている」([4]67頁)，と評しているが、至当である。刀田氏は法制度史的観点からそう批判しているが、以上のわれわれのマルクス批判は労働力商品概念の再検討からおこなっている。

注意しないといけないのは、われわれは、刀田氏もおそらく、以上のように述べたからといって、現実の資本主義社会において、平等が必ずしも全員に保証されず、差別が存在する事実

義の賃金の根底には、工場労働者の賃金があり、それには一日の労働力商品の価値という本質が潜んでいる、と言っているのである。

があることを否定しているわけではないことである。それは段階論や現状分析で取り扱うべき問題であるというにすぎない。ここで問題なのは、氏のいう「資本主義の拠ってたつべき基礎そのもの」、われわれの語では資本主義の原理論、なのである。労働力商品という概念は、まさにこの原理論上の概念である。

さらに刀田氏は「労働力の売買について、なにか特別の条件を付加することは不要である。……マルクスの議論の混乱の原因是、資本主義のもとでは起こりえないことを起こりうると仮定し、不必要なことを必要であると考えて議論を展開したところにある」と評しているが、これも至当である。原理論は厳密に論理的に構成されているから、不要なものが混入すると、論理展開に必ず一定の歪みをあたえることになるといってよい。

ただし、不必要的議論として排除するだけではなくて、なぜマルクスはそのような議論を本論で展開せざるをえなかったのか、を説明する必要がある。われわれの労働力概念の再検討からそれが可能と考えるが、どうであろうか。奴隸売買との相違を述べることは、労働力商品の売買の説明に参考となる注としては有用であるが、その概念の説明の本論に属する問題ではないであろう。労働力商品化での労働力とは、奴隸売買の場合と違って、毎朝生活をとおして再生してくる労働力Bのことであるからだ。それは毎朝労働者自身によって商品化されている。

金子 甫氏が「マルクス自身が、生きたヒトとその労働力とは観念においてしか分離できない物として述べているのである。そうであるとしたら、あるヒトの労働力を現実に売ることは、このヒトを売ることなしには行われえない」ことを理由に、労働力商品の概念に反対するとき、二つの労働力の概念の区別が見失われている([7]36頁)。同一の身体内に存在し物理的に分離できないということは、概念として区別できないということではない。実際、労働者が賃金をもらって、資本家のもとで働くとき、この区別を、意識するとしないとにかくわらず、現実に

おこなって行動しているのである。

鈴木和雄氏が「労働力なる商品が、本来その販売者の身体と区別された、それとは異なる外的対象性をもちえない」([2] 50頁)ことを強調——この認識は後に見るようによし氏が労働力商品の実在性を否定する伏線になっている——するとき、労働力の概念がAで解されているか、Bとの明確な区別なしに使われている。さらに「労働力の場合……その商品体が労働者の身体と一体化しているために、販売者と販売対象との区別がつかない」(同53頁)という指摘がある。労働力がAの意味に解されているかぎりで、「販売者と販売対象との区別がつかない」ことになる。日々再生し販売される労働力の場合であれば、いかに労働力が「労働者の身体と一体化してい」ても、「販売者と販売対象の区別」は明確になされている。賃金取得を条件に工場で働く労働者は、工場内で資本家の支配・命令下にあることを了解しているが、奴隸ではないことは知っているからである。また資本家も、労働者の雇用が奴隸の使役ではないことは知っている(学的でなくとも感覚的に)。氏は、正しく「『労働力の売買』では、身体そのものを取引対象とする奴隸の売買とは異なって、その買い手は、労働者を原則として労働以外の目的に使用することはできない」(同53頁)と主張している。そう言えるのは、まさに労働力の売買が「販売者と販売対象の区別」をした取引であるからにほかならない。

2 労働力の独自性

小倉利丸氏が指摘しているように、先のマルクス文のなかの「一定の時間」ないし「期間」は、一日の労働時間とも、賃金が支払われるまでの期間(週または月)とも、解釈できる。前者の場合には、「労働力の売買契約に際して、労働時間ないし労働日を明確に決定する必然性を示さねばならない」、いいかえると「労働時間を示して労働力を販売する必然性」を示さねばならない。しかし労働者、資本家双方にその必然性はないことを理由に、労働力販売の単位が一

日であることを否定し、後者の期間を肯定している（[8] 12—13 頁）。

マルクスの「時間を限っての売買」という規定を正しいと前提すればそのような解釈ができるのであって、一日単位の労働力の販売では、一日の労働時間をあらかじめ決めて、売買されるのではない。マルクスは「貨幣所有者は労働力の日価値を支払った。だから一日の労働力の使用、一日中の労働は彼のものである。…労働力の使用が1日につくりだす価値が労働力の日価値の二倍であるという事情は買い手にとって特別な幸運であるが、けっして売り手にたいする不法ではない」（[1] 254 頁），と述べている。これは第五章第二節「価値増殖過程」の核心部分であるが、労働力が最初から一日の労働時間を決めた売買ではないからこそ、そう言えるのである。労働時間を限ってでないと、労働力商品の売買になれない、というマルクスの先の説明自体に問題があるのである。

後者の期間、例えば1週間とか1ヶ月、の場合には、氏もいうようにその期間には労働者の生活時間も入ってこざるをえない。氏はこれを1日の労働時間内でも食事、トイレ等の生活時間が含まれるとし、資本家である「買い手がその処分権を行使しえない場合が生ずる」というのは、一般商品において起こりえない特殊労働力商品の性質に由来する」と、説明している（同16 頁）。生活時間が含まれていれば、資本家が「処分権を行使しえない場合が生じる」のは当然であるが、購入商品に対する使用と処分の自由が保証されている限りで、商品の売買といえるのだから、これでは労働力は商品として売買されていないことになる。氏が労働力の時間を限っての使用権の売買を「労働力」商品の売買と呼ぶのはこのためであるが、そのように定義を変えても、売買あるいは商品の定義に抵触している。

氏には次のような理解が出発点にある。労働力商品の売買が一般商品の場合と同じであると、所有権が資本家へ移行することになる。そうなると「生産過程における人間の肉体的精神的諸能力の全面的な処分権の移転を含みうることに

なる。こうなれば、極端なことを言えば、資本家が労働力を完全に処分し、その結果として労働者を死にいたらしめることも正当なものとされることになる」（同5 頁）。このような理解は、小倉氏だけでなく、マルクス経済学者のなかでかなり広く見られるものである。はたしてどうだろうか。

われわれは、資本家へ一日の労働力の所有権が移り、資本家へ「全面的な処分権」（使用、譲渡、破壊の排他的自由を意味する）の移転が起こっても、資本家へ「労働者を死にいたらしめる」自由があたえられる、あるいはそれが「正当なものとされる」、ことはありえないと、考える。購入した商品が労働力である以上、その処分権は労働力としての処分、つまり労働力支出=労働させることに限定されざるをえないからである。「労働者を死にいたらしめる」ような過度、あるいは危険な労働をせざるとすれば、それは労働力商品の売買から逸脱している。法律的には、そのような資本家の行為は権力の乱用として処罰の対象になるだろうが、原理論としては、それは労働力商品の売買に反しており、論理の展開のなかでおのずから排除されている、と見なければならない。

また資本家へ労働力の「完全な処分権の移転」が起こっても、資本家は労働力を他の資本家へ譲渡や転売する自由が与えられることも、ありえない。労働力は商品化されても、けっしてたんなる物ではないからである。自分の工場で労働させてこそ労働力を購入したといえる。したがって、それを労働以外の用途に使うとすれば、労働力を購入したことにならず、原理論ではそのようなこともおのずから排除されている、と解されねばならない。

小倉氏の言うような処分、あるいは他の人がときに解するような譲渡、転売、も可能性としては含まれている、という発想は、労働力の商品化とは労働力が一般商品同様に物（もの）化されてしまうことだ、と思い込むことから生じている。物への処分権なら破壊、譲渡、転売の自由が確かに移転する。しかし労働力はたとえ

商品形態をあたえられても、それが本来人間の主体性であり、けっして物、あるいははたなんなる自然力でない以上、購入した資本家の処分にさいしても、労働力としての本性を貫くのである。資本家は労働者を自己の工場で生産手段と結び付け、働くことによってのみ、「全面的な処分権」を行使でき、労働力を商品として購入したといえるのである。

したがって、購入した労働力を一般商品のように処分権を行使しえないことをもって、労働力の商品（ないし売買）の不完全性、成立不可能性、あるいは特殊性の証拠と考えるのは正しくない。それは商品化された労働力の物ではない独自性からきているのであって、商品（ないし売買）の不完全性、成立不可能性、あるいは特殊性を意味しているのではない。マルクスや宇野は、労働力商品の売買形式が一般商品のそれと同じであることを強調したが、その理由はここにあるのではないだろうか。小倉氏はこれにたいして「一般商品と労働力商品とのアナロジーの限界」を指摘する（同6頁）。「アナロジー」という表現はあいまいである。正確には、商品、売買という形態に関しては、両者は同じであり、労働力商品の特殊性は、商品化された労働力の方から生じていると解さねばならない。

だから、購入した労働力商品の所有権にもとづくその処分権の行使、つまり労働者の雇用にもとづく勤務時間は、労働者は当然資本家の管理下にあり、たとえ食事、休憩、等の直接労働でない個人的な時間も、労働遂行に間接的に必要な時間として一定の拘束下にあると考えねばならない。それらは勤務時間後の個人的生活行為と形は同じであっても、けっして資本家の拘束下にない勤務時間後の労働者の自由な生活行

為と相違がある。勤務時間中の直接労働でない個人的行為の存在をもって、「買い手が処分権を自由に行使しえない場合」とし、購入商品への「全面的な処分権」の否定の根拠とするのは適当ではない。また、それを「一般商品にない労働力の特殊性に由来する」とするのも、正確ではない。

したがって、労働力商品を労働者が相互に売買しあうようなことは、絶対にありえない、ことが解かる。労働力が商品でありうるのは、工場を所有し経営する資本家にたいしてのみである。商品論に労働力商品が含まれない（あるいは含めると誤りになる）理由はここにある。産業資本家が登場するところ（産業資本形式論）で初めて労働力商品が登場しうるのもこのためである。たなんなる商品所有者が自己の商品と労働力商品を交換することを想定できないのと同様に、たなんなる貨幣所有者が労働力商品を購入することを想定するのも、誤りである。この意味で、マルクスの「貨幣の資本への転化」での、たなんなる貨幣所有者が労働力商品を市場で「運良く」見つけ、貨幣が資本へ転化するという論理の展開方法は、重大な問題がある。この問題はすでに宇野の「貨幣の資本への転化」批判が解決の道を拓いているので、ここでは省くことにする。流通形態論や価値実体の資本の生産過程での論証という新たな方法の宇野による開拓は、直接、労働力商品とは何かの問題ではないが、間接的にはこの問題と深く関わっていることだけは示唆しておきたい⁴⁾。

3 労働力賃貸説の誤り

最初に指摘したように、労働力の二つの概念を区別すると、労働力は売買されるのではなく

4) 戦後の「資本論」研究の一研究分野に「貨幣の資本への転化」論争がある。この論争を経て、宇野が戦後「経済原論」で提唱した新しい方法が定着してきたといってよいだろう。「貨幣の資本への転化」は、商品経済が発展すればいつどこでも生じたことであり、それは原理論では実体規定なしの流通形態論で展開できる。マルクスの説く労働力商品を前提

とする「貨幣の資本への転化」は、貨幣の産業資本への転化にほかならない。これは実は、実体規定が展開する生産論の資本の価値増殖過程の問題である、という方法論である。宇野にも多くの未解決点が残されているが、現在ではこの方法論を無視して、「貨幣の資本への転化」論の研究を進めてゆくことは不可能であろう。

賃貸されるのであり、賃金は資本家による労働力の一定期間の使用にたいする代金（賃料）である、という説が誤りであることがはっきりする。この説は、労働力商品化という場合の労働力の概念を、人間存在としての意味（A）と解することから、あるいは両者の概念の区別をあいまいにすることから、生じているからである。しかしこの賃貸説をたんなる誤解とはいえない面がある。マルクスじしん労働力商品の売買を説明するのに、馬の一定期間の使用（借り貯）や家屋の一定期間の使用（家賃）の例を使って説明したことがあるからである。

「資本家は労働力のたとえば一日分の価値を支払う。そこで労働力の使用は、他のどの商品の使用とも同じく、たとえば彼が一日賃借りした馬の使用と同じく、その一日は彼のものである。商品の買い手には商品の使用が属する」([1]243頁)。マルクスがこの例を使ったのは、労働力の売買は、馬の売買ではなくて、馬の所有権移転のない一定期間の使用の売買（したがってその代金は賃料）に似ていると言いたかったからであろう。この例は、マルクスが労働力の売買を、所有権の移転のない、期間を限った売買と考えていたことから生じている。一日分の労働力の所有権は売買契約の成立と同時に資本家へ移転しているからこそ、工場で労働が開始されたときには、最初からその労働は資本家へ属しているのであって、一日の労働時間を限って労働力が売られるから、そうなのではない。そのように労働力の売買を解してこそ、労働力商品の売買と他の一般商品の売買は、形態が同じと言えるのである。マルクスは労働力の売買は賃貸であると直接いっているわけではないが、馬の一定期間の使用の売買（賃料）の例は、不適切である。

エンゲルスも『賃労働と資本』の序文で「労働者は一定の支払いと引き換えに、一定の時間だけ（時間賃金の場合）……彼の労働力を資本家の自由にゆだねるのである。つまり彼は彼の労働力を賃貸または販売するのである」と述べている。これまで繰り返し賃貸説が出現して

きたのには一定の根拠がある。

小倉氏は労働力の資本家による消費に限界があり、「所有権の移転も認められない」と考えることによって、労働力は売買されるのでなく、賃貸借されるという説をとっている。そして「労働力の一定期間に限っての一定の使用権の商品化」を〈労働力〉の商品化と呼びかえ、「借り手が使用内容を決定するという点で賃貸借一般とは区別さるべき重要な相違点」としている（以上[8]7-8頁）。賃貸借も売買形式の一種とみなすことはできるが、このような商品化では、資本の生産過程での資本家の決定権、管理権、生産物への所有権を説明できなくなる。

他にも、管見しただけで、海野博氏[9]と斎藤義博氏[10]も賃貸説を主張している。両者とともに、その論拠をマルクスの所有権不放棄と時間限定の販売に求めている。海野氏は賃貸説の立場から、それを批判した刀田氏へ反論し、両者の間で論争がおこなわれている[6]。ここでその内容の紹介は省くが、刀田氏の「労働力は売られるのではなく貸されるという見解は、マルクスによっては表明されていない」、という判断や、賃貸説では労働力商品の価値が規定できず、剩余価値発生の論証ができない、という主張に賛成できる。しかし、売買されるか賃貸されるか、の判定を、労働力は「非耐久財か耐久財か」で論じているのは、問題である。海野氏への批判では鋭かったのに、この批判を離れて自説の発展をめざしたときには刀田氏は、「労働力の売買と賃貸借とは対立し相容れないという旧稿の考え方は根拠のないものであった。労働力の賃貸借論をとったとしてもその実質的な関係は労働力の生産と販売であり、また賃貸借論をとる一方、同時に売買論をとることも矛盾するものではない」([6]42頁)，と大きく後退してしまった。その一因は、労働力商品の検討の仕方に問題があつたためであろう。しかし、根本原因は、価値論の再検討ぬきに——つまり『資本論』の価値論をただ前提して——労働力商品だけを追求したやり方にあるのではないだろうか。「賃貸借論を認めたとしても労働力をめぐる取引関係を労働

価値論によって規定することは不可能にならない」（同前），とはけっして言えないものである。

賃貸説では，生産過程での資本の支配と剩余労働の領有が説明できただけでなく，労働力商品の価値，したがって剩余価値および可変資本が説明できなくなる。可変資本こそは産業資本の核をなすものであるから，産業資本も説明できなくなり，「資本主義が抛ってたつ基礎そのもの」が説明できなくなるのである。

マルクスが言うように労働力が売買されると，その労働力は賃貸されるのではないが，「一日だけ賃借りした馬と同様に，その一日は資本家のものである」と言える面がある。労働力が労働時間を限って売られるのでなければ，労働者を働かせる権利が無限定になる（極端な話24時間が資本家に属することになる）のではないか，と考える人がいるとすれば，労働力商品の概念をまったくつかんでいないことになる。労働力の毎日の再生には，就寝，食事，休憩という家庭生活が必要であり，また工場へ通勤する時間も必要である。24時間からそれらの生活時間を引いた残りの時間が，資本家に属すことになる。一日の労働力の使用が資本家に帰属するということは，最初からこのことを含意している。その時間は，一日分の生活資料を生産するに必要な労働時間より，必ず大きい。そのかぎりで剩余労働の存在の余地があり，剩余価値が価値法則に基づいて成立することになる。与えられた資本主義社会の与えられた時点においては，一日分の生活資料の基準（それは歴史的，社会的，文化的要素によって規定され，景気循環を経た資本の蓄積過程をとおして現実化する）が生活水準として存在しているように，生活時間も基準が存在していると考えてよい。一日の労働時間に限定があるのは，労働力商品の概念にそれが含意されているからであって，最初から一定の労働時間として売買されるからではない。

この点は賃金形態が成立すると，逆に最初から一定の労働時間の売買としてあらわれるようになる。しかし賃金形態や労働日の決定の問題については多くの研究があり，それを論じるに

は多言が必要なので，他の機会に詳論することにする。本稿ではこれらの問題を解くための基礎となる労働力商品の概念の明確化に限定しておきたい。

この賃貸される馬の例は「労働日」（第8章第1節）においても登場する。馬を一日借りてもその使用が馬の生命維持のために、例えば8時間しか使役できない。労働者の場合には、それに加えて「精神的、社会的諸欲望」を充足するための生活時間が必要であり、それは「文化水準」によって規定される、と述べられている（[1]302頁）。先の馬の例では時間を限定して借りることになっていたのに、ここでは一日単位で借りることになっているのは、興味深い。先の例との対比でいえば、問題は、馬の場合、その使用時間の限定は賃借りするときに時間を決めて借りることからくるのにたいして、労働力の売買の場合には、売買される労働力の独自性から、それが出てくるという点にある。

4 労働力商品化の無理

芳賀健一氏は、マルクスや宇野の「資本家と労働者の取引きを売買形式とする理解」に反対し、労働力商品およびその価値という概念を廃止し、それらに代えて「雇用形式」と「雇用基準」という新たな概念を提唱している。その出発点は、「商品概念と売買形式を厳密に規定すれば」、労働力についてはそれを適用するのは「無理」であるのに、それをマルクスが「アナロジーの域を超えた強引なあてはめ」をおこなったために、彼の労働力商品論の種々の難点が生じた、という判断にある。そして労働力と売買形式に分けて、マルクスの労働力商品概念の無理を指摘している。後者でとりあげられている「所有権の移転」および「時間を限って」の売買の難点についてはすでに論じたので、ここでは前者だけをとりあげよう。

「そもそも<所有>とは外界のモノ（ないしエネルギー）にたいする自然人（ないし法人）の全面的な支配を意味している。したがって、外界にあるとも、客体的なモノともい

えない労働力を、たとえ当の労働者であっても<所有>することはできない。まして、労働力は他者の所有対象たりうるものではない。マルクス自身が指摘しているように、労働力は人間の身体に備わっている多くの素質の一つなのであって、これに<所有>なる範疇をもちこむことは不適切である。」([11] 上246頁)

社会一般的には、労働力はたしかに「人間の身体に備わった多くの素質の一つ」である主体的な活動力であって、労働者にとって「客体的なモノ」ではなく、したがって「所有対象たりうるものでない」。しかし、このことは労働者が自由人であるとともに生産手段を奪われているという特殊社会的・歴史的状況においては、労働力を商品として資本家へ販売せざるをえなくなることを、否定するものではない。そのような状況では労働力は商品化され、そのかぎりで「所有対象」として扱われるのである。それは社会一般的観点からは本来「無理」であるが、この無理を通すことによって、剩余価値が、さらに産業資本が、したがって資本主義が成立しているのである。商品経済はどんなに発展しても生産過程に外部的に寄生するだけで、全面的に支配し自立しえなかったのに、この無理が通ることによって、初めて生産過程を原理的に全面的に支配し価値法則を貫徹させ、資本主義社会として成立しうることになった。

だから、労働力は、本来人間の主体的能力であり、「所有対象たりうるものでない」ことをもって、労働力の商品化は無理であり、本来ありえないこととして、労働力商品の概念を「不適切」と否定するのは、資本主義は本来の社会

ではないから、存在するのは「不適切である」と批判するのに等しい。それでは資本主義社会のイデオロギー的批判になり、客観的認識にはなりえないことになる⁵⁾。

しかも、資本主義において、商品化により「客観的なモノ」の形態をあたえられても、けつして労働力が物へ解消しない点が決定的に重要である。労働者の所有対象として資本家へ販売され、資本家へその所有権が移転しても、物ではない以上資本家は労働力自体を直接手に入れることはできない。工場で労働させることによって、事後的・間接的に手に入れるしかない。労働力は、本来、労働者にとって所有対象たりうるものではないし、「他者の所有対象たりうるものでない」という認識は重要であるが、だからといって、資本主義において労働力が労働者によって商品として販売され、資本家がそれを購入し、自己の所有対象として消費、つまり労働者を労働させること、を否定するものではない。

労働力へ商品化という「アナロジーの域を超えた強引あてはめ」をおこなったのは、資本主義自身であり、マルクスの労働力商品概念の苦難に満ちた探求はこの関係の把握をめざしたものであった。労働力商品へ一般商品の売買形式を適用して説明しようとする方法は、彼の鋭い洞察を意味している。彼の労働力商品化論の難点は、これからさらに検討してゆくが、むしろこの方法が不十分なままに終わっている点にある。商品論で価値の実体規定を説く『資本論』の方法では、そうなることが宿命づけられていたといえる。

先に指摘した所有権の移転や「一定の労働時

5) 労働力商品の特殊性をめぐって、1966年から1971年にかけて宇野弘蔵と梅本克巳が『思想』誌上で論争した。それは8回にわたり、その後『社会科学と弁証法』というタイトルで出版されている。論点は多岐にわたっているのでここで簡単にコメントすることはできないが、見解の相違の基礎にあるのは、労働力商品化の「無理」をどう理解すべきか、にあったのではないだろうか。宇野はそれが本来無

理であっても、資本主義はその無理を押し通すによって成立していると考えるのにたいして、梅本は本来無理である以上、商品化は貫徹しえない、と考えている。梅本が、宇野の主張する経済法則の貫徹、資本主義の純化、原理論の自立にたいして、つねに反発したのもこのためであろう。哲学者と経済学者の立場の違いからくるともいえるが、そう言つただけでは済まされない問題がある。

間の限定」がそうであったが、他にもいくつか問題がある。労働力商品の価値が必要労働によって規定されているのを説明するのに、必要労働が「対象化」されているとされているのもそうである。労働力は生活資料の個人的生活のなかでの消費をとおして再生するものであり、労働生産物ではないのだから、必要労働が対象化することはありえない。その価値は、必要労働に規定されるとしても、その価値対象性は価値=労働対象化以外の論理で説明されねばならない。それには資本の生産物の価値についても、価値=労働対象化論が正しいのか、まず再検討されねばならない⁶⁾。

いいかえると、商品といい、その価値といい、それらは本来、使用価値が特殊な社会関係でとる形態であり、商品（所有者）と商品（所有者）との関係、あるいは発展すれば商品（所有者）と貨幣（所有者）の関係だけで論理的に展開できる。その実体規定は労働力商品の登場した資本の生産過程でのみ展開できる。このような価値論の一層の発展による方法の整備が必要である。価値とは労働の対象化（あるいは結晶）したものという固定観念では、労働が対象化していないものは、価値をもたず、したがって価格はもてても、価値はもてず本来の商品ではないということにならざるをえない。労働力の価値をマルクスが必要労働の対象化として説明する無理はここからきている。『資本論』では労働力商品の価値、と剩余価値を資本の生産過程で説明するためにも、価値=労働対象化説を商品論であらかじめ説いておく必要があった。しかし、これは商品論での価値形態論、および貨幣論での価値尺度論の展開をおおきく制約することになった。また、「価値増殖過程」でマルクスは、労働力商品の価値（必要労働）と剩余労働にもとづく剩余価値の発生を、一見明快に論証してみせているかにみえても、論証したことになっ

ていない。それは価値の実体が労働であることがあらかじめ前提された上での剩余価値の計算問題になっているにすぎない。価値を生産に必要な労働量であると仮定すれば（つまり労働価値説が正しいと前提すれば）、そう言えるという形にしかなっていない。

宇野の商品形態論と資本の生産過程での価値実体の展開という方法は、労働力商品も商品売買の形式としては、一般商品と同じであるというマルクスの洞察を一層純化、発展させたものといってよい。現在では、宇野の流通形態論を無視するとすれば、労働力商品の売買についても一般商品の売買が適用されるとするマルクスの方法の鋭さを、理解できなくなるといえるだろう。（もっとも芳賀氏は流通形態論を認めているようであるから、流通形態論の立場に立てばおのずから解決されるというわけではない。むしろこの立場に立つことによって、かえって新たな問題が生じるということもありうる。新しい方法にはいつもこのようなことが伴う）。

したがって、この方法への芳賀健一氏の批判は、一層鋭く宇野批判になる。そして実際氏は多くの宇野批判をおこなっている。その適否についての検討は、多言を要するので他の機会におこなうしかないが、労働力商品の概念を否定して、はたして「雇用」とは何かが、また労働力の価値を否定して、はたして「雇用基準」の決定が、理論的に説明できるのか、という疑問だけをここでは出しておきたい。氏は「雇用形式」と「雇用基準」を歴史的事実と対応させながら、詳しく考究しており、そのかぎりでは評価できる。とくに段階論的研究としてはその方法は適切である。しかしここで問題なのは、それらの理論的説明なのである。

芳賀氏が労働力商品概念を否定するに至るもう一つの出発点は、民法では雇用契約は売買や貸借の契約と明確に区別されていることにある。

6) この問題を解くには、価値形態論の一層の発展と、価値の実体規定の意味の明確化が必要である。前者については、「価値形態論の偉力」（『資本主義の核

心』所収）、後者については、「価値=労働対象化（凝結）説批判」[14]を参照。

「労務型取引きのばあいには、モノが持ち手を換えることはない。一方が他方に労働力ないし労働を、<譲渡>するのではなく、ある報酬を対価に他者のもとで労働に服するのである」([11]上248頁)。また刀田和夫氏は「法律上の概念としては、所有権は物の上の権利に限られ、労働力の所有権という概念はない。したがって労働力の売買ということも規定されない」([4]54頁)、と述べている(もっとも、刀田氏はこのことから経済学における労働力商品の概念を否定しているわけではない)。われわれは法律の知識に暗いのであるが、そうであるに違いないと考えている。しかし、この法律の概念をもって、経済学での労働力商品の概念を否定するのは、方法の顛倒ではないだろうか。むろん法律の雇用契約概念と経済学のそれに対応する概念を対照させ、経済学の概念の再検討をおこなうことは、必要である。だがそれには、いくつかの段階の理論的媒介が必要であり、その方法論も明確でなければならない。直接対応させて理解しようとする、とくに法律の概念をもって経済関係を理解しようとするのは危険である。

というのは、法律の概念の根底にありながら、法律学では捉えられない関係を捉えようとするのが、経済学の役割ではないか、とわれわれは考えているからである。法律上の雇用契約ではあらわれないが、経済学で捉えられる労働力商品の概念から出発して、法律上は売買契約としてあらわれない雇用契約を説明すべきではないか。また理論が進展すれば、それが可能になるのではないか。マルクスが法律上にはない労働力商品の概念の探求に向かったのには、そのような意味があったのではないかだろうか。以上みたように、芳賀氏は、資本主義において客観的に存在している労働力商品化の無理を、資本家と労働者の雇用関係を労働力商品の売買関係として捉えることの無理に解消することによって、労働力商品化の概念を否定すことになっている。

5 労働力商品の二つの使用価値

マルクスが主張しているように、労働力商品

の売買形式が一般商品と同じであれば、労働力商品も一般商品が使用価値体をもち、その売買の成立は貨幣の譲渡と、使用価値体ないしはその所有権の譲渡との同時成立でなければならぬ。ところが、マルクスは労働力商品の使用価値を労働力の使用としての労働と規定している。そうすると労働力商品は商品体としての使用価値と、マルクスのいう「労働力の使用価値」=労働の二つをもつことになる。

鈴木和雄氏は、「労働力商品の使用価値に関するこの二つの規定のうちのいずれをとるかは、労働力の売買についての理解を決定することになる」と述べ、次のように鋭い指摘をしている。

「労働力の使用価値を労働力それ自体に求めれば、生産過程に先行するG—Aは独立の完結性を持つ。一般商品の売買と同様、労働力商品もその交換が流通部面で完了し、それに続くその消費過程とは何の関連ももたない。」([2]58頁)。

「ところが、労働力商品の使用価値が労働であるという規定をとれば、生産過程における労働が終了をもってはじめて売買が終結するのであり、生産過程の間、売買過程は継続していることになる。これは事実上『労働の売買』を意味する」(同前)。

そして氏はこの二つは「相対立する」ものであり、「この二つの観点については、労働力商品の確立後も、マルクスには動搖がみられる」(同前)という。

一商品が二つの使用価値をもつことはありえない。その意味では、どちらかの使用価値が正しいことになる。しかし、前者をとれば後者がなりたたず、後者をとれば前者を否定することになる。その意味で、「二つの観点」は「相対立する」と、鈴木氏は主張している。この問題はいかに解決すべきだろうか。まず、労働者が売り、資本家が買う対象が労働力であるかぎりは、商品体としての使用価値、あるいは移転される所有権の対象、は労働力であることはすでに確認した。では、なぜマルクスは労働力商品の使用価値は労働である、と言ったのか。

労働力が労働者によって売られても、それが人間の主体的能力であって物ではありえない以上、資本家は物としての商品のように、そのまま使用価値として受け取ることはできない。自己のモノとなった労働力は、労働者の身体と意志と不可分であるから、労働者を働かせる（資本家の命令下で労働力を支出させる）ことによって、事後的・間接的に受け取るしかない。マルクスが強調しているように、労働力商品の代価（のちに賃金という形態をとる）は、その売買の成立と同時に渡されず、労働をさせた後に支払われるのは、このためである。しかし、この労働はあくまでも購入後の商品の消費（使用価値の享受ないし実現）の過程にすぎない。したがって賃金が労働した後に支払われても、支払対象が労働力商品であることが明確であるかぎり、けっして「労働の売買」ではない。マルクスの説明が、われわれの説明とまったく同じだとは思わないが、『資本論』で何度もなされている説明でマルクスが懸命に言わんとしていることは、のことである、とわれわれは解している。マルクスの指摘している「労働力の独自性」も、このように理解すべきではないだろうか。だから、鈴木氏が「使用価値が労働という規定をとるとすれば、…労働が終了しなければ使用価値譲渡は完了しない」というとき、その労働があくまでも購入商品の使用価値の実現の過程であって、それが「譲渡」の対象をなしていない、という点が不明確になっている。しかしそ日の「労働が終了しなければ」、労働力の譲渡も「完了」しないではないか。だが毎朝工場において労働が開始されたときには、すでにその労働力は売買された結果、資本家の所有下にあり、労働者は資本家の指揮・監督下に労働するのである。1日の労働が終了してから労働力が資本家へ「譲渡」されるのではない。「したがって生産過程の終了をもってはじめて売買過程が終結する」のではない。生産過程は売買終結後の過程である。だから「生産過程の間、売買過程は継続している」ということはできない。

工場での労働が開始されたとき、すでに労働

力商品の売買が完了しているとするマルクス説にたいして、鈴木氏は次のように反論している。

「まず第1に、買われた商品の代価がまだ支払われていないこと。第2に、この代価が支払われないのは、買われた商品の使用価値（労働）が買い手の手に移行していないからである。だが、代価も支払われず、使用価値そのものも買い手の手に移行していない（つまり使用価値として商品が実現されていない）ような商品売買が果たして完了したといえるであろうか」（[2]61頁）。

「まず第1に、買われた商品の代価がまだ支払われていない」ことをもって、売買が完了していないとはいえない。支払手段としての貨幣は、売買完了後に発生した債権・債務関係を決済するものとして買い手から売り手へ事後的に移動する。賃金支払いが支払手段としての貨幣により事後的になされるということは、労働力がそれ以前に売買されたことになんら抵触するものではない。「第2に、この代価が支払われないのは、商品の使用価値（労働）が買い手の手に移行していないからである」と鈴木氏がいうとき、すでに指摘したように、「商品の使用価値（労働）」が売買対象としての使用価値ではなくて、売買後の商品の使用価値の消費ないし実現としてのそれである点が、不明確になっている。売買が完了していないから、まだ「代価が支払われない」のではない。売買が完了していても、売買される商品が労働力という独自なものであるから、売買と同時に支払われず、労働後に支払われるるのである。

このようなわれわれの理解からすると、マルクスの説明にいくつかの不備があることになる。まず、「労働力商品の使用価値」という概念に問題がある。商品体としてのそれとの相違と関連をはっきり説明する必要があるが、それがなされていない。商品の売買とは、商品体としての使用価値の売買であるから、「労働力の使用価値」が労働であるのであれば、結局「労働の売買」を意味することになるのではないか、という誤解を生む。しかし『資本論』では、全体として

は、とくに決定的に重要な剩余価値発生の論証においては、マルクスは労働力商品の売買と、その使用価値の実現としての労働とを概念としてはっきり区別しているといつてよい。この意味では、鈴木氏の言うように「労働力商品の確立後にマルクスに動搖がある」とは、われわれは考えない。

したがって、『労働力商品の解説』の出発点になっている、「労働力なる商品体=使用価値体をすくなくとも概念上は確立していたマルクスが、それにもかかわらず、『労働力の売買』の実際的説明に際しては、この使用価値を『労働』にもとめ」た ([3] 58頁)，という鈴木氏の判断は、一面的であるとわれわれは考える。マルクスの「労働力の使用価値」では、「商品体=使用価値体（この場合労働力）と商品の使用価値の実現=消費（この場合労働）とが同一視されてしまっている」（同49頁），という氏の批判は鋭いが、この「同一視」にもかかわらず労働=労働力商品の使用価値の実現という基本線が、『資本論』全体を貫いていることを見抜ぬくべきであろう。

鈴木和雄氏は、反対に労働=労働力商品の使用価値の方を肯定し、それに固執することによって、労働力商品の売買には「労働の売買」が「内在化」していると考え、労働力商品の売買の実在性の否定（擬制説）へと到達してしまったのではないだろうか。

『資本論』の中に見られる労働力商品の二つの使用価値規定は、これまで多く書かれてきた日本の労働力商品論と賃金形態論を混乱におとしいれた元凶とみることさえできる。労働力自体を商品の使用価値と考える見解と、労働力商品の使用価値=労働と見る見解に分かれ論争したり、両者を整合させようと無理な努力を重ねたりしてきている。労働力商品化の際の労働力が毎日再生する一日の労働力（われわれのいう労働力B）であることが明確であれば、労働が労働力商品の使用価値ではなくて、その使用価値の実現であることも明確になる。労働=労働力商品の使用価値というマルクスの規定は、労働

力を人間存在としての労働者そのもの（われわれのいう労働力A）と解することから、生じているのではないだろうか。

6 労働力の「形式的譲渡」と「現実的引き渡し」

労働力商品に関する論文では必ず引用される、「労働力の売買」の節のなかのマルクスの次の文にも問題がある。

労働力商品の売買では、「力の譲渡と、その現実の發揮すなわちその使用価値としての定在とが、時間的に離れている。しかし、このような商品、すなわち売りによる使用価値の形式的譲渡と買い手へのその現実的引き渡しが時間的に離れている商品の場合には、買い手の貨幣はたいてい支払手段として機能する」 ([1] 227頁)。

鈴木和雄氏は、他の多くの研究者と同様に、この文章をマルクスは労働力商品の売買を「形式的譲渡」、資本家による労働力の消費としての労働（「使用価値としての労働」）を「現実的譲渡」と言っていると解釈している。そして労働力に一般商品の売買形式をマルクスは当てはめてみたものの、労働力は労働者と分離した「使用価値体」をもちえないために、「労働力の使用価値を労働と再規定せしめことによって、労働力の『形式的譲渡』をその後の『現実的譲渡』によって補完させるという処理となった」 ([2] 64頁)，と推論する。要するに、労働がはじまったときはすでに売買は終了しているとするマルクス説にたいして、氏は「使用価値としての労働」の引き渡しが終わらない限り、労働力の売買も終了しない。労働が「労働力商品の使用価値」である意味もそこにある、と考えている。そう解釈されても、やむをえない面がこの文章にはある。それは支払手段としての貨幣を、商品の「形式的譲渡」と「現実的引き渡し」とが「時間的に離れている商品の場合」によって説明しているからである。われわれは、支払手段は商品売買の成立と貨幣の「現実的引き渡し」のズレから説明すべきものと考えている。

すでに指摘したように、マルクスは、すくなくも『資本論』では、基本的に労働を購入した労働力商品の使用価値の実現（消費ないし使用）と認識して剩余価値の発生を説明している。しかしこの文章のすぐ前で、「独自な商品、労働力の特有な性質は、買い手と売り手が契約を結んでもこの使用価値はまだ現実に買い手の手に移っていない」と言っており、労働を労働力の売買を完了させる「現実的譲渡」と解釈できなくなっている。われわれは、この文章は不正確であると考えている。契約を結べば労働力商品の所有権は資本家へ移っているが、その商品の使用価値の実現（労働させること）によってしか、資本家は「現実に」労働力を手に入れたことにならないとすべきであろう。マルクスも労働力の売買を「力の譲渡」とし、労働を「その使用価値としての定在」と言っており、鈴木氏が解釈したように直接、労働力の売買を「形式的譲渡」、労働を労働力の「現実的譲渡」とは言っていないのではないだろうか⁷⁾。もっとも、われわれの理解からすると、「その使用価値の実現」というのが正確ということになるが。

そして、マルクスは「商品の『使用価値』を労働に設定せざるをえなかつた点において、労働力なる商品を一般商品の枠組みに組込みえず、再び『労働の売買』に立ち戻らざるをえなかつた」([2] 66頁)と、評している。マルクスは首尾一貫して労働力の売買が、古典派の「労働の売買」でないことを主張している。「労働の売買に立ち戻」ってしまったのは、むしろ鈴木氏自身の方ではないだろうか。また「それは労働力商品と『労働商品』とのいわば折衷である」とも評しているが、これもむしろ鈴木説こそそうではないだろうか。

マルクスは鈴木氏が解したように、労働力商

品の売買を直接、「形式的譲渡」と言っているわけではないが、そのようにとられてもやむをえない表現である。一般商品の売買において支払手段の貨幣は、すでに成立した売買に関して機能するのであって、その売買を「形式的譲渡」というのは適当であろうか。賃金が支払手段としての貨幣によっているという指摘は、重要であるが、マルクスのここでの説明には不適切な面がある。

また同じ節のなかでマルクスの、「労働力は、あとからはじめて代価を支払われるとはいえ、すでに売られているのである。だが、関係を純粹に理解するためには、しばらくは、労働力の所持者はそれを売ればそのつどすぐに約束の価格を受け取るものと、前提するのが有用である」([1] 228頁)，という指摘も問題である。労働力商品は一般商品のように物ではないから、労働者は販売と同時に貨幣を受け取ることは絶対にできない。マルクスがくりかえし強調するように、労働の後にしか受け取ることはできない。無論マルクスはこのことを承知のうえで、剩余価値の発生を論証するためには、この想定をした方が分かりやすい。実際はそうでないことはすでに説明したし、後の賃金論の所でも詳論できる。このように考えて「しばらくは……有用である」と言ったのだろう。

それは説明の一時的便法にすぎないにしても、労働力の売買と同時に受け取るという想定は、労働力商品の独自性を否定した（もし肯定しているというなら、それを捉ええていない）ことになる。鈴木氏も「取引対象として労働力がたてられる場合には、労働力の代価は、売買契約成立の時点で即座に支払われると考えてよかつた」([3] 298頁)，と述べている。こちらは便法ではなくて、労働力が本当に売買されるなら、

7) 「形式的譲渡」の原語はformelle Veräußerung、「現実の引き渡し」あるいは「現実的譲渡」の原語はwirkliche Überlassungである。マルクスは違う語を使っており、全集版の訳でも別な訳語が使用されている。鈴木氏は「現実的譲渡」と同じ語にとっている。「譲渡」は同じで「形式的」と「現実的」だ

けが違うと解釈しているからであろう。マルクスがなぜ違う語をつかったのか、その違いで何を意味したかったのか、分からぬが、何か違いを感じていたのは確かであろう。鈴木氏は『解説』の方では「現実的な引き渡し」という訳語を使っているが、考え方は[2]と同じと見てよいだろう。

「即座に支払われる」はずであるが、実際には後払いしかなされない。したがって労働力が「取引対象」ではありえない、という含意で述べられている。

7 賃金形態の成立の意味

鈴木和雄氏は、なぜ賃金は労働力にたいして支払われるという形で現れず、労働時間にたいして支払われる形で現れるのか、という賃金形態の問題——マルクスが「労働力商品の価値または価格の労賃への転化」(『資本論』第1巻17章)として論じたもの——も、「労働力商品の使用価値」は労働である、という自説から説明する。労働力商品は使用価値をもちえないから、労働を自己の使用価値要因とせざるをえない。つまり労働力の売買は「労働の譲渡としてしか成立しない」。したがって、労働力の売買は労働にたいして、またその支出量応じて、支払われる必然性があり、それが賃金形態の成立根拠である。このような氏独自の理解を「労働力の売買のうちに『労働の売買』が内在し、それが前者の実現形式」になっている、とも説明している。

この理解はマルクスの「労働力商品の使用価値」と同じ語を使っていても、マルクスの考えと異なったものであることは、すでに指摘した。ところが氏は、自説を正当な解釈と信じて、「この使用価値にもとづく代価支払い規定……に着目するとき、労働力商品は、マルクスがこの商品をやや強引にそれへと仕立てあげた対象性を有する一般商品の概念を超えて、労働商品へ接近してゆく」([3]59頁)，あるいは「依然として『労働の売買』の枠組みを免れていない」(同58頁)と、マルクスを評している。「労働商品へ接近してゆく」，あるいは「労働の売買の枠組みから免れていない」のは、鈴木氏自身であって、マルクスではないのではないか。

そして、氏は以上の自説の賃金形態の成立根拠にもとづいて、従来、労働力商品の後払いから賃金形態の成立を導く「労働力商品の特殊性」論者を批判している。われわれは、宇野説を含めてこれまでの後払いを賃金形態の成立根拠と

する説が、その必然性を十分に解明したとは考えていない。それは、後払いは労働力の売買の本性であって、最初からこの形で行われているのであって、賃金形態ではじめてそれが取り上げられる問題ではないからである。われわれは、賃金形態は資本の生産過程論ではなく、資本の流通過程論と利潤論で論すべき問題ではないか、と考えているが、この点は賃金形態をテーマとする別稿で取り扱う。したがって、後払い論を弁護する気はないが、鈴木氏の後払い批判の論拠にも賛成することはできない。それは「労働力が売買当事者に覚知される商品体をもたず、このために、労働力の譲渡が労働の譲渡として実現されざるをえない」というものである。その際、氏は「労働力の代価が先払いされたとしても、当事者にとってやはり労働力の代価は労働の代価として受け止められる」([3]63頁)，と述べている。だが仮の想定としても、賃金の先払いを口にすることは、労働力商品の概念を十分に捉ええていないことになる。

賃金形態の成立の意味は、労働後に支払われる代金が労働力商品にたいしてであったことが明瞭であった関係から、それが消失し労働にたいして支払われる関係へと、変化することにある、とわれわれは解している。したがって賃金形態が成立すると、労働力商品、またその価値という概念が前景から消え、「労働の売買」と「労働の価値」が前景に登場する。この「労働商品」の代金が賃金にほかならない。労働力の売買と「労働の売買」は同次元に並存しうるものではない。だから後者が前者に「内在している」ことはありえない。マルクスが労働力商品の価値の労賃への「転化」といったのは、この関係を表現しようとしたのではないか、とわれわれは考えている⁸⁾。

賃金形態においては、労働力商品の価値を一日の労働時間（労働日）で割ることによって生じる、1時間あたりの賃金（時間賃金）が基準として現れ、賃金額は時間賃金に個々の労働者の労働時間（あるいは労働強度）を掛けたものという形で現れる。労働時間や生産量が違えば賃

金額に相違があるのは当然ということになる。鈴木氏のいう「労働量に応じた支払い」は、ここではじめて成立する。ここでは労働力商品の概念が前景から消えているからである。労働力商品が前景にあるときには、その代金の支払いは、「労働力商品の使用価値」が労働である以上、「労働に応じてなされる」とは、けっしていえない。マルクスもそう言っていないのではないだろうか。

マルクスの「労働能力は一定の諸条件でその使用に先立って売られるのであるが、一日ごとであろうと週ごとであろうと、遂行された労働に応じて支払われる」(『資本論』草稿集』⑦166頁), という文にたいして鈴木氏は次のように批判している。

「これも一般商品の売買形式からすると理解しがたい内容である。一般商品も、いかにも『その使用価値に先立って売られる』とはいえ、その代価は売られた商品量に応じて支払われる。これを『労働力の売買』にそくしていえば、その代価は『遂行された労働量に応じて』ではなく、『売られた労働力の量に応じて』支払われるでなければならない」([3]47頁)。

労働力商品の価値が賃金へ転化してしまうと、労働力商品の価値が消えてしまうので、労働者への支払いは「遂行された労働量に応じて」なされるしかないことになる。前者によって内部的に規定されている賃金が、週給ないし月給の標準賃金として外部的に与えられたものとして現れる。それを標準労働時間で割ってえられる時間賃金が基準になり、それに個々の労働者の労働時間を掛けたものが個々の労働者の得る賃金額としてしか現れなくなる。しかし賃金への

8) 価値論でも重大な「価値から生産価格への転化」がある。この転化の意味に関してさまざまな解釈が出現したが、われわれは、両者の関係は価値規定が登場しているときには、生産価格は消えており、生産価格が登場したときには価値規定は見えなくなってしまう関係である、と考えている。しかし両者は別個のものではなくて、前者を論理的前提としてのみ後者が論理的に成立しうる関係にある。この関係を捉える論理が「転化」である。マルクスも基本的

転化以前での労働力の売買の場合には、労働力商品の価値は、労働終了後に支払われても、「売られた労働力の量に応じて」支払われるのであって、「労働量に応じて」支払われない。労働者が必要労働時間しか働かなくても、あるいはそれ以上働いても、支払われるのは、おなじ1日の労働力の価値である（だから資本家が労働者に支払う総額は労働力の価値に労働者数を掛けたものになる）。したがって、労働力商品の売買はマルクスが強調するように、「一般商品の売買形式」に一致している。

鈴木氏は、マルクスが労働力商品の価値は直接「遂行された労働量に応じて」労働者へ支払われると主張している、と解して、労働力商品の売買は「一般商品の売買形式」ないし商品概念から逸脱している、と批判している。そのかぎりでは誤った解釈といえる。しかしマルクスを弁護するだけで済ませる問題ではない。マルクスは労働力商品の売買を「一定の労働時間を限って」の販売と言っており、労働を「労働力商品の使用価値」と呼んでいるからである。

すでに指摘したように、労働力は一日を単位として販売されるのであって、最初から一日の労働時間を決めて販売されるのではない。資本家が必要労働時間以上に労働させて剩余価値を獲得し、それが価値法則に則しているのもこのためである。「遂行した労働量に応じた」支払いは、つまり「一定の時間を限っての」販売は、賃金形態において初めて成立するとせねばならない。

また、マルクスの労働を「労働力の使用価値」とする規定は、労働力の売買は「労働の売買」である、という誤解を必ず生むといえる。一般

にはそう考えていると推定できる。しかし、マルクスが第3巻でおこなっている総価値=総生産価格、総剩余価値=総利潤の二命題にもとづく価値と生産価格の一致の例証は、価値と生産価格が同次元で成立していることを想定しており、われわれの解する「転化」の論理に反していることになる。いわゆる転形論はこの二命題を正しいと想定することから出発している。

商品ではその商品の売買とは、その使用価値（小麦、車、など）の売買であるからである。マルクスには労働＝労働力商品の使用価値の実現という考え方と、労働＝「労働力商品の使用価値」という規定が存在するが、後者は問題があるとせねばならない。賃金形態が成立すると、労働力の売買は「労働の売買」へ転化するが、そのときには労働が「労働力商品の使用価値」の実現であるという媒介は、もはや消えているからである。

8 なぜ労働者も資本家も「労働力商品の売買」と意識しないのか

芳賀健一氏が、労働力商品の概念を否定するときの一論拠は、売買当事者である労働者も資本家も賃金支払いと雇用関係を、けっして労働力の売買とは意識していないことにあった（[11] 上272頁）。鈴木氏も「後払いされる取引対象」が「労働力として両当事者にとらえられない」ことを、労働力商品の実在性を否定する有力な論拠としてくりかえしあげている。たしかに労働者も資本家も雇用関係を労働力の売買とは意識していない。しかしこのことをもって労働力商品の実在を否定する論拠にするのは、正しいだろうか。

両当事者に労働力商品の売買が意識されないのは、その関係は資本主義では「労働の売買」としてしか現れない、そしてそのときには労働力商品の概念は消えてしまっているからにほかならない。賃金支払いと雇用の関係を、「労働の売買」——つまり賃金は労働の対価であって、労働時間に応じて支払われる——の関係と認識しているのは古典派経済学だけではない。現在においても資本主義のなかに生きているかぎり、労働者と資本家だけでなく、だれもが支配される常識的観念である。そしてこの常識によって現実に資本主義の賃金と雇用は機能している。

この常識で賃金、雇用関係、利潤、等をすべて矛盾なく説明できるのであれば、常識で十分であり経済学は不要である。労働者が労働を売るのであれば、売る前にまず労働者がそれを所

有していなければならぬ。しかし資本家と売買をするとき、労働者はそれをもっていない。工場で労働を開始するときにはすでに労働は資本家の支配下にあり、労働者が所有し売りうるものではない。このことが、常識では説明できない。また「労働の価値」では、必要労働による規定が必然化しないから、等価交換にもとづいて剩余価値ないし利潤の発生が説明できない（リカードはそれを「労働者の生産費」から説明したが、それは正確な必要労働の規定になりえていない。だから剩余労働も明確に規定できなかった）。これらの矛盾が露呈することによって、隠された本質の探求が経済学として始まった。そしてマルクスによる労働力商品の発見に至ったことはよく知られている。ただこの見えない本質である労働力商品とその価値から、現実の現象形態をすべてマルクスが首尾一貫して説明できているか、という問題はある。だが両当事者が意識できないことをもって、労働力商品の実在性の否定の論拠にするのは、暴論である。

両氏がそのように考えるのには、もう一つの理由がある。商品・貨幣・資本という流通関係においては、所有者に意識されない（あるいは意識された行動に媒介されない）形態はありえない。売買されるとき、買い手と売り手が商品対象——それは生産物や土地のような物である必要はない。サービスや将来の利益というような不確定な非有体物でもかまわない——として明確に認識されえないモノが売買されることはある。労働力商品は両当事者に取引対象として意識されない以上、労働力商品なるものはありえないのではないか。

この問題を解くためには、資本主義の原理が流通形態論・生産論・分配論（形態の現実化論）という、宇野が明らかにした方法論が必要である。流通形態論と分配論では、商品・貨幣・資本は所有者の意識と行動抜きにはありえない。しかし形態にたいする実体規定の展開する生産論では、そう単純にはいえない。この点は生産論での資本をみても分かる。資本家の意識した行動としては利潤率を基準としたものしかありえ

ないが、生産論では利潤率は捨象され、剩余価値率によって資本は展開されねばならない。資本家の意識した行動をもちだすと、流通形態論や分配論と相違して、生産論では資本の運動は展開できなくなる。

労働力商品が商品論で登場するのであれば、売買当事者に認識できないものは商品たりえない、と言ってもよいだろう。しかし労働力商品は資本家と労働者の登場する生産論で展開する特別の商品であり、取引対象を売買当事者が意識できない以上実在しないとは単純にいえない。というのは、労働力の売買とは、両当事者が「労働の売買」として意識してやっている行為のなかで、無意識のうちに成立している抽象的関係であるからである。この点は、資本の生産過程で成立する価値を基準とする売買についても、同様なことがいえる。資本家の意識的行動は、利潤率と生産価格を基準とする売買でしかないが、この行動の中で無意識に成立しているのが、価値を基準とする売買である。価値を基準とする売買関係が直接そのまま現実化しないことをもって、価値を基準とする売買、したがって価値法則、の実在性を否定してしまうとすれば、生産論の独自性を見失うことになる。

資本の生産過程とはこのような抽象規定であって、商品についても、貨幣、資本についても、当事者がそれを意識して行動しているか、を問うのは方法的に問題がある。同様に、当事者が取引対象として直接意識できないことをもって、労働力の売買では一般商品の売買形式が適用できない、と考えるのも間違っている。労働力も商品としては、一般商品と形態をおなじくしている、相違は商品化された労働力の方から生じている、という関係を一層明確化するためには、商品論がまず商品形態論として純化されていかなければならないのである。

9 労働力商品は擬制か

労働力商品およびその売買の実在性の否定は、芳賀健一氏の場合は労働力商品概念の否定に至ったが、鈴木和雄氏の場合にはその擬制性の主

張になっている。「労働力が実在的取引対象として存在するわけではなく、実在するのは労働の授受に基づきおく特殊な関係ないし構造であり、『労働力の売買』という定式はこの関係ないし構造をモノの取引に擬制化した表現」([3]230頁)と説明される。労働力商品とその売買関係は、分析者が資本主義での雇用を説明するために案出した「説明装置」とも説明されている。当然、労働力商品の価値も擬制とされることになる。もしそうであれば、労働力商品の価値を基点に説明される剩余価値も擬制概念になり、可変資本の概念も擬制になる。そうすると、可変資本を核とするかぎりで産業資本が成立し、産業資本が基軸となって資本主義の原理が構成されるのであるから、産業資本も擬制資本となり、資本主義自体も擬制社会ということになってしまふのではないだろうか。

芳賀氏も鈴木氏も資本の生産過程が資本家の支配する階級関係であるという実在は認めているから、産業資本や資本主義の実在性を当然認めている、という反論があるだろう。この場合には、資本の生産過程が最初から実在すると前提されているだけのことになる。それを与件として前提てしまえば、労働力商品の概念がなくても、あるいは労働力商品が「たとえ」にすぎなくとも、生産過程での資本・労働関係は一応は説明できる。(実証分析の場合には与件としての現実から出発するから、これでよいが、ここで問題なのは原理的な問題である)。しかしながら、そのような資本・労働関係が成立し、階級関係といつても人格支配にまで至らないのか、は説明できることになる。労働力商品の売買が実在であるからこそ、その売買を基点にして資本の生産過程が原理論において実在として成立し、独自の階級関係が実在しうるのである。

すでに指摘したように、労働力の売買は現実の「労働の売買」のなかに潜む抽象的本質であり、それ自身で直接現実化できないから、分析者による抽象によらなければ、捉えることはできない。その意味では分析者の分析により作られた概念に違いない。しかし、それはそのよう

な関係が実在として現実に含まれているから、その抽象も可能なのであり、概念を作ることもできるのである。労働力商品が擬制的表現であれば、それを基点に説明される産業資本、価値法則、剩余価値、等の原理的な諸概念は「分析者によって用いられる主観的な説明概念」にすぎない、と評されてもやむをえないことになる。氏はこの評を避けようとして、労働力商品、したがって「労働力の売買」は擬制であっても、「『労働力の売買』という表現が指示する構造ないし関係は、客観的事実として存在する。このかぎりでは『労働力の売買』は、たんなる主観的な説明装置ではありえない」([3] 219頁)，と付け加えている。労働力の売買が擬制であれば、どうして「構造ないし関係」を、「客観的事実」として「指示」しうるのだろうか。もし歴史的にそれらが「客観的事実として存在」するから、「主観的説明装置」であっても、客観性をもつというのであれば、マックス・ウェーバーの「理念型」のようなものになる。それでは、『資本論』が目指した原理的概念ではないことになってしまふのではないだろうか⁹⁾。-

他にも、労働力商品を擬制商品とみる考え方がある。それは生産物こそが真の商品であると見ることから出てくる。価値は対象化した労働である、というマルクスの規定から、労働の対象化しえない非生産物は、価値をもちえず価格しかもたない不完全な商品である、ことになる。土地、貨幣、と並んで労働力も、擬制商品とさ

れる。ポラニーは労働価値説をとっているわけではないが、需要に応じて自由に供給できる生産物こそが真の商品であるという考え方から、やはりそのように言っている。ここでは紙面がないので、この考えでは、マルクスがなぜ、非生産物であっても労働力商品にだけ価値を認めた(けっして擬制的価値とは言っていない)のか、がそれでは説明できないということだけを指摘しておく。

おわりに

まだ論じなければならない問題が多く残っている。労働日はどのように決まるのか、労働力商品の価値は、労働対象化によらなければ、どのように説明できるのか。資本の生産過程での価値法則の論証が宇野においても成功していないのと同様に、剩余価値の成立の論証もまだ達成されていない。それをどのように論証するのか。賃金形態の成立根拠は何か、も残っている。これらの問題を解決してゆくためには、まず労働力商品の概念の再検討から出発せねばならない。

すでに長くなってしまったので、ここで一応の締めくくりとして次の三つのことを付け加えておこう。

第1の点は、労働力商品とは何か、を解くためには、多くの限定が必要である、という点である。鈴木氏は「産業資本に限定する」と述べているが、一九世紀イギリス産業資本、自由主

9) 以上の問題は、実は価値論でもすでに起こっている。資本主義では資本の生産物商品の売買基準は生産価格でしかない。しかしこの生産価格は価値を基準とする売買を前提にしなければ説明できないというのが、マルクスの「価値の生産価格への転化」の考え方であった。その際、価値は実在するのか、たんなる論理的仮説なのかが問題化することになった。また、資本主義において現実にみることのできる売買は生産価格を基準とするものでしかないことから、価値を基準とする売買の否定が起った。

また、価格しか見ることができないことをもって、価値の実在性を否定する論者も現れた。あるいは、価値なるものは価格を説明するために、分析者がこ

しらえた「説明概念」にすぎない。価値は実在するのでなく、存在するかのような擬制に過ぎない、という説もあった。もちろん、価値が物的なものとして実在していると思うのは、マルクスが批判したように、価値物神性に陥ったことになる。しかしあれわれのいう価値の実在性とは、特殊な社会環境で生じる社会的な実在性である。価値の抽象的な実在性を否定すると、価格の実在性も論証できなくなる。価値は人間関係の物象化であるといって、その社会的実在性を否定する考え方と、労働力商品は擬制であるといって、その実在性を否定する考え方とは、共通する面があるといってよいだろう。

義段階論としての産業資本、さらにこれから抽象された純粹資本主義の産業資本に限定されねばならない。さらに原理論の中の生産論（資本の生産・流通・再生産過程が展開される）に限定されねばならない。流通形態論（そのうち最後の産業資本形式以前）では、労働力商品は登場しえない。流通形態論の最後の産業資本形式論では登場するが、それは生産論で展開する産業資本の論理的的前提として、形式が登場しているだけである。労働力商品は生産論において内容をもって成立し、本格的に展開することになる。分配論は、生産論で成立する形態にたいする実体規定を、次第に隠蔽し形態規定が現実化してゆく次元である。利潤論がその出発点になる。利潤をめぐる資本の競争は、生産価格を成立させ、労働力商品の概念を前景から次第に後退（したがって賃金形態を前景化）させてゆき、形態規定の現実化と実体規定の隠蔽を進展させる。最後は実体規定が消去されたところで資本主義の原理が完成する。それは労働力商品概念の消去と期を一にしている。資本—利子、土地—地代、労働—賃金という「三位一体の範式」がこうして成立する。

労働力商品の概念を探求するには、原理論の方法、さらに生産論の方法、の明確化が必要である。マルクスにしても、労働力商品の把握には『資本論』という体系が必要であり、さらに資本の生産過程論という抽象次元の設定が必要であった。しかし、以上みたように、そのマルクスにおいても労働力商品の概念は完成途上であって、多くの不備を残している。労働力商品の概念のさらなる把握のためには、このように方法論を一層整備してかかる必要がある。

第2の点は、この整備からはっきりしてくることであるが、労働力商品の労働力は社会一般的なものであることである。労働力はたとえ特定の歴史段階において商品化されても、いいかえると毎朝労働者自身によって資本家へ販売されるようになってしまって、けっしつて特殊資本主義的な労働力ではない。それは、資本の生産過程に

おいて労働が商品の価値を形成することになつても、その労働がけつして商品経済化、あるいは資本主義化された特殊社会的なものでないと、同じである。この点が明確でないかぎり、労働の価値形成、あるいは労働が価値の実体の意味、が解明できないのと同様に、労働力の商品化の意味、つまり労働力商品の概念、も十分に解明できないことになる。鈴木和雄氏の『解説』は、商品化する労働力=特殊社会説へ傾斜することになっており、問題である。この点は、『資本論』体系、あるいは原理論体系、のなかにおける労働過程の意義をどのように把握するか、という理論にとっての根本問題に連なっている。

第3は、労働力商品論の解明と価値論の解明とが、深く連携しているという点である。行論のなかでも何回か触れたが、『資本論』の労働力商品論の不備と価値論の不備とは、密接に関連している。したがって、『資本論』以上に価値論が進展できれば、それは労働力商品概念の一層の解明に役立つ。またこれと逆の関係もありうる。これまで日本でなされてきた労働力商品の多くの研究は、この価値論の進展を無視していた点に、大きな制約を受けている、とわれわれは考えている。

参考文献

- [1] マルクス『資本論』第1巻、マルクス・エンゲルス全集、第23巻a、大月書店。
- [2] 鈴木和雄「労働力の『使用価値』と売買形式」、東北大『研究年報・経済学』142号。
- [3] 鈴木和雄『労働力商品の解説』、日本経済評論社、1999年。
- [4] 刀田和夫「労働力の売買についての一考察」、九州大『社会科学論集』第16集。
- [5] 刀田和夫「マルクスの労働力売買論及び賃金=労働力価格論の批判的考察」、九州大『社会科学論集』第22集。
- [6] 刀田和夫「労働力の売買について・再論」、九州大『社会科学論集』第30集。
- [7] 金子甫「労働力商品論批判—マルクス生産概念への批判と関連において—」、『桃山学院大学・経済学論集』第13巻1号。

- [8] 小倉利丸「〈労働力〉商品の特殊性について—売買形式と階級関係—」、『富大経済論集』、27巻1号。
- [9] 海野 博「労働力の売買について」、『新島学園女子短期大学紀要』第3号。
- [10] 斎藤義博『労働力商品と社会政策』、八千代出版。
- [11] 芳賀健一「雇用形式と貨労働—『労働力商品』化論の再検討—」、『富大経済論集』、(上) 33巻3号、(下) 34巻1号。
- [12] 中西 洋『日本における「社会政策」・「労働問題」研究』、東京大学出版会。
- [13] 宇野弘藏・梅本克巳『社会科学と弁証法』、岩波書店。
- [14] 永谷 清「価値=労働対象化（凝結）説批判」、『経済理論学会年報』第34集。
- [15] 永谷 清『資本主義の核心』、世界書院。